

デモクラシーと規範 ——現代民主主義理論のジレンマについての考察——

山本 圭

1 はじめに

今日、民主主義研究は政治学においてもっとも活況を呈している分野のひとつである。毎年国内外で、熟議民主主義——ハーバーマスのコミュニケーション的理論に依拠するもの——やラディカル・デモクラシー——特にエルネスト・ラク라우とシャンタル・ムフによって提唱されたもの——についての多くの論考と書籍が発表されている。それらのおかげで、ここ数十年の民主主義研究の展開には目覚ましいものがあったことは疑い得ない。

それにもかかわらず、この状況は民主主義理論の研究者に厄介な問題を突きつけている。確かに、前世紀の民主主義理論は一部の“エリート”から政治を取り戻すことを要求することで、いっそう「ラディカル」なものになったかもしれない——たとえば参加デモクラシーは代議制民主主義の限界を指摘し、市民の積極的な参加を称揚した。しかしその結果、民主主義理論は「規範性の欠如」ともいうべき問題に苦悩しているかのようなのだ。別言すれば、私たちが民主主義の原義を人民の意志による支配に求めるとして、いかにして特定の政治的コンテキストにおける「善い意志」を「悪い意志」から規範的に区別できるのだろうか。民主主義理論は、それが人民へと回帰したことで、規範的判断のための尺度を喪失しているように見えるのである。

このような規範をめぐる問題は、現代日本において深刻な問題を提起している。近年、在日外国人をはじめとするマイノリティ集団へのヘイトスピーチをめぐる、レイシズムをめぐる議論がようやく日本においても拡がりを見せていることは周知の通りであろう。ヘイトスピーチを批判する書物が立て続きに出版され、また様々な媒体で差別的な社会運動をめぐる特集が行なわれているが、この規制をめぐる問題はつまるところ「差別扇動的な発言は民主主義と相容れるのか」という問題に帰着する。つまりある鼎談のなかで述べられているように、排外主義運動を人民の意志のひとつの発露であると解するかぎりでは、「彼らを民主主義の異物とか外

部と捉えていい部分もありつつ、しかしそうでもない⁽¹⁾ という決定不可能な部分にぶつかるのだ。民主主義理論がこのような難問に対してどのような処方箋を提示できるかが、目下喫緊の問題として問われているのである。

以上の問題意識から、本論文の目的は二つある。第一に、本論文が「規範性の欠如」と呼ぶ民主主義理論の苦境を分析することである。そのさい本論文ではエルネスト・ラクラウの「ラディカル・デモクラシー」に焦点を当てる。というのも、彼の民主主義のビジョンが民主主義理論のラディカルな次元と、その必然的な帰結としての規範的な窮地をはっきりと示しているからである。ラディカルな民主主義理論にどのような問題が引き起こされており、なにゆえそのような規範的問題が生じているかを確かめておく必要がある。

第二に、この規範的欠如への回答を与えようとする試みを取り上げ、その成否を判定することである。本論文では、民主主義理論にリベラリズムのロジック、とりわけ正義の概念を回復するナンシー・フレイザーの試みを検討する。フレイザーの企図は、デモクラシー論と正義論をめぐって非常に興味深い事例を提供しているものの、後に詳述する理由から彼女の議論はもっとも肝要な部分で失敗しているように思われる。本論文ではフレイザーの問題点を指摘したあとで、現代民主主義理論と規範の「不可能な」関係へのひとつの解答として「戦略」という概念を取り上げることにしたい。「戦略」はラクラウの著作においてもほとんど言及されることのなかったものであるものの、本論文の主題にとっておそらくは唯一の解決策であることを示すことにしよう。

2 民主主義理論のラディカル・ターン

本論文が民主主義理論の苦境と呼ぶものを析出するために、エルネスト・ラクラウとシャンタル・ムフの『ヘゲモニーと社会主義戦略』（邦訳：『民主主義の革命』、以下本論文では『ヘゲモニー』と略記する）が前世紀にもったインパクトを描き出すことから始めよう。「ラディカルであるとは、事柄を根本において把握することである」と述べたのは言うまでもなくマルクスであるが、今日「ラディカル」であることを任じる理論、とりわけラクラウ＝ムフの政治理論は、リベラル・デモクラシーが抱える諸問題を厳しく問いただすものとして、文字通り民主主義をその「根源」において捉え直すものであった。グラムシのヘゲモニー概念を非本質主義的な仕方で継承し、それを節合の理論として提示する彼らの「ラディカル・デモクラシー」論は、マルクス主義のサークルにとどまらない広い領域で強いインパクトを与えてきたのである。

同時に、この著作は古典的マルクス主義から決別し、「ポスト・マルクス主義」を打ち立て

(1) 図書新聞3155号（2014年4月19日）に掲載された鼎談「法規制か否かを超えて」における山本武秀氏の発言。

たことでも知られている。本書においてラクラウ＝ムフは、マルクス主義の伝統における本質主義的思考——すなわち経済決定論と階級還元主義——を批判し、左派のための非-本質主義的な戦略を提示する。彼らの議論において鍵となるのは、マルクス主義の最良の伝統であると彼らが考えるもの、すなわち「ヘゲモニー」であり、これでもって、彼らは政治をヘゲモニー闘争の空間として捉え、現行の社会秩序や権力関係が絶対的なものでなく、偶発性の論理に貫かれていることを明らかにする。そしてこの偶発性を肯定することこそ、多様な社会運動を民主主義的な言説へと節合し、「等価性の連鎖」を構築するプロジェクトを可能にするものなのだ。

ラクラウ＝ムフのラディカル・デモクラシー論は、リベラル・デモクラシーの限界を指摘し、それを克服することを目指すものでもあった。ところで一般に、私たちのリベラル・デモクラシーが「自由主義」と「民主主義」という二つの伝統の結合物であることは、これまでつとに指摘されてきたとおりである (Mouffe 2000)。つまりそれは、個人の自由と差異を擁護する「自由主義的伝統」と、構成員の同一性と平等を重視する「民主主義的伝統」という二つの異質な原理が結合したものとして理解できるだろう。しかしラディカル・デモクラシーと呼ばれる潮流は、この伝統のうち主に後者のそれを強調する方向で展開されてきた。それは、議会制のもとで形骸化した人民主権の理念を再起することで、政治を市民の手に取り戻すことを唱えたのである。

ここで注意しておきたいことは、この傾向がジャンタル・ムフよりもエルネスト・ラクラウの著作に顕著であるということである。ムフがリベラルな伝統に対して民主主義の伝統を強調しつつも、その不安定性（彼女はそれを「逆説」と呼ぶ）に留まろうとしているのに対して、ラクラウは強い意味での民主主義的伝統、つまりヘゲモニーを通じて人民を構築することにデモクラシーの未来を見る。特に彼が、「デモクラシーは、新しい歴史的アクターとしての「人民」の構築と同義である。この意味において、ポピュリズムという語にいつも付いてまわる軽蔑的な含意を取り除くかぎり、ラディカル・デモクラシーはつねにポピュリズム的である」(Laclau 2005: 259) と述べていることは、ラディカル・デモクラシーが文字通り民主主義的伝統をラディカル化し、その結果自由主義的な伝統を弱めていることを如実に示すものであろう⁽²⁾。このようにラクラウとムフのあいだの強調点の違いに配視しつつも、ラディカルな民主主義理論の主立った特徴を、おおよそ以上のように理解できるだろう。

3 規範の欠如

さて、前節で要約したように、彼らのラディカル・デモクラシーのプロジェクトは、権力の中心が空虚であり、それをめぐるヘゲモニー闘争を肯定するかぎり、市民を主体とした社会

(2) ラディカル・デモクラシー論が民主主義的伝統を深化させるかたちで展開されてきたことについては、山本(2012)を参照されたい。

運動にシンパシーをもっている。しかしながら、ラクラウとムフのロジックには論争的な問題が内在している。すなわち、もし権力の中心をめぐるヘゲモニー闘争とその不確実性にラディカルなデモクラシーを見いだすとすれば、ヘゲモニー論からどうして民主主義的な帰結が導かれるのだろうか⁽³⁾。たしかに、権力の中心を新しいヘゲモニー闘争へとたえず開いておくことがメタ・レベルでは民主主義的であるということはできるかもしれない。しかしながらヘゲモニーの論理は、『ヘゲモニー』において主要なラディカル・デモクラシーの現場であったマイノリティの権利を主張する運動やゲイ・レズビアン運動のような特定の社会運動に必ずしも“フレンドリー”であるわけではない。むしろ私たちが見たのは、ヘゲモニー理論がペロン主義やサッチャリズムといったあまり“民主主義的”とは言えない現象の説明といっそううまく適合していることではなかったろうか。どうして私たちは、ラディカル・デモクラシー論を支える概念的な道具立てが、左派にとって都合の良い運動にだけ当てはまると考えることができるのだろうか。つまり、ヘゲモニー編成の行方が、たとえばファシズムや全体主義的な政治にも同じく開かれていることを「権利上」容認せざるをえないとすれば、ラディカル・デモクラシー論は現実の民主主義闘争にいかなる指針や展望をも提供するものではない。ヘゲモニーと民主主義のあいだには、見過ごすことのできないギャップがある⁽⁴⁾。

いかにして「規範的に望ましい運動」と「そうでない運動」を区分できるのか。この問題はムフよりもラクラウの理論にいっそう顕著に表れる。ラクラウがしているように、デモクラシーをポピュリズムにおける人民の構築と同一視すれば、その人民の声が規範的に望ましいか否かは、彼の民主主義論にとって一義的な関心事にはなりえない。しかしながら、デモクラシーを「人民の声の回帰」と理解するとして、たとえばマイノリティへのヘイトスピーチを行う排外主義的な社会運動を、はたして「デモクラシー的」と呼べるだろうか。あるいは敵（官僚、公務員、外国人など）を名指すことで人々の憎悪を吸収しながら展開される「ポピュリズム政治」は、本当にデモクラシーのあり方として望ましいのだろうか。これらは確かに、主権者たる人民の声を回帰させるという論理には適っているかもしれない。しかし「民主主義的

(3) これについてジジェクは、適切にも次のような問いかけを提出している。「ラクラウのヘゲモニーという概念は、いわば、あらゆる事項に適用可能なメカニズムであって、さまざまな社会体をひとつに取りまとめるイデオロギー的「接着剤」の役割を果たす、つまり、ファシズムからリベラル民主主義にいたるまで、想定しうるすべての社会的形態を分析することができるような概念として描出されている。だが他方においてラクラウは、それでもやはり、ある確固としたスタンスを掲げる政治的選択肢である「ラディカル・デモクラシー」を提唱するのだ。」(Zizek 1999=2005: 309)

(4) クレイグ・キャルホーンは、このような傾向にはっきりと異議を唱えている。つまりそれによると「新しい社会運動」の理論家が自分たちにとって「魅力的に」映る社会運動だけを評価の対象とし、宗教的なニューライト、原理主義、人種主義などの運動を無視していることを批判している (Calhoun 1995)。言うまでもなく、これらの運動もまた市民参加と現状への変革要求という点で、階級政治に還元しえない社会運動を象徴するものであろう。にもかかわらず、これらの研究者らは社会運動論からこれらの運動を恣意的に排除してきたのであり、このことは一定程度ラクラウ＝ムフについても当てはまる。

統」を純化させればさせるほどに、どこかデモクラシーそれ自体を掘り崩してしまうのではないかという不安が首をもたげてくるのだ。これこそ、ラディカル・デモクラシー以後の民主主義理論研究が直面する新しい課題なのである。

この問題については、すでにいくらかの指摘がなされてきた。ここで取り上げておきたいのは、ラクラウとサイモン・クリッチリーのあいだで行なわれたやり取りである。ヘゲモニー論が抱える決定不可能性は、この論争のひとつの教訓である。そこにおいてクリッチリーは、ラクラウのヘゲモニー論が切り開いた地平を称賛しつつも、ラクラウと彼がどうしても合意に到らなかった点について言及している。クリッチリーがラクラウに向けた問いは次のようなものだ。「私がラクラウに反対していることは、問いの形式でもっとも簡潔に述べることができる。つまり、ヘゲモニーと民主主義的なヘゲモニーの差異とは何なのか」(Critchley 2004: 116)。

クリッチリーによれば、ラクラウのヘゲモニー理論は社会的なものの政治的ロジックをあらわにするものであり、それは社会が「偶発的な決定」によって構築されていることを示すものである。しかしそうであるがゆえに、ラクラウのヘゲモニー理論には「規範的な欠点normative deficit」が見出されざるをえない。つまり、あらゆる決定が偶発的であるとすれば、民主主義的なヘゲモニーがヘゲモニー論から必然的に生じるということはないのであって、それゆえクリッチリーは、ヘゲモニーの理論にレヴィナス的な倫理、ないしデリダ的な脱構築を接ぎ木することをしつこく奨めてきたのである。「ヘゲモニー理論に欠けていて、まさに脱構築から学ぶことができるものこそ、1990年代以降のデリダの作品に描かれた無限の責任へのメシア的な倫理的命令ethical injunctionにほかならない」(Critchley 2004: 117)と言われているように、クリッチリーにとってヘゲモニー論の規範は、脱構築を通じてのみ担保される。

このクリッチリーの指摘に対するラクラウの応答はしかし、いくぶん歯切れが悪いものであり、それは問題の在処を誤摩化すことになっているように思われる。もともとラクラウは、1993年のデリダやクリッチリーらと行ったシンポジウムのなかで、決定不可能性と決定のあいだには倫理的根拠はないとし、「存在論的レベルの『倫理化』へ向かう現代の思潮には、私は決定的に反対である」(Laclau 1996: 61=2002: 113)と強く主張していた。ラクラウからすれば、あらゆる共同体を貫くような普遍的な倫理を持ち込むことは、基礎付け主義に回帰する危険を冒すこととなり、偶発性の論理が開いたヘゲモニーのための空間を、ふたたび閉じてしまうと考えられたのである。

ラクラウはこの規範の欠如に関してどこか楽観的であり、それは共同体の基盤によってある程度調整されていることで満足しているように見える。しかしヘゲモニーの規範性についてのこのような解答は、理論的には明らかに不満足なものである⁽⁵⁾。実際ラクラウは、この厄介な

(5) 田村哲樹(田村 2014)もまた、政治的構築主義の立場から、ラクラウの理論が「規範を規範的に語ることに成功していない」ことを指摘している。そのため田村は、アラン・ハンセンの議論に依拠しながら、構築主義と規範(民主主義)の関係を「節合」として捉えることを提唱している。つまり構築主義から民主主義を直接導くことを断念したとしても、構築主義はポスト基礎付け主義的なデモクラシーを表明できるとい

問題に幾度となく立ち返ることを強いられており、そのたびに彼は問題の次元をすり替えるか、誤摩化しめいた応答ならぬ応答を余儀なくされているように思われるのだが、おそらくこのことは、ラディカル・デモクラシー論（ヘゲモニー論）がこの問いに最終的に応えることはできないことを示している。ヘゲモニー論は、逆説的にもそれが最終的には民主主義のための指針たりえないことのみラディカルたりうるのだ。そのことを無視したうえで民主主義の勝利を楽観的に宣言してしまうことは、自身の前提を裏切ってしまうざるをえないだろう。ラディカル・デモクラシーが回避できない規範的な欠陥を抱えているとすれば、このような規範的なジレンマに対しどのような打つ手があるだろうか。ヘゲモニーが切り開いた不確実性を前に、私たちはただ呆然と立ち尽くすほかないのだろうか。

4 民主主義と正義

デモクラシーに規範性を再度担保するもっとも簡便な方法は、ラディカル・デモクラシー論では弱められていた自由主義的伝統を再度活性化することであろう。そのような試みのうちもっとも代表的なものは、デモクラシーと正義との関係として議論されてきたものである。デモクラシーと正義という主題はいずれも、前世紀の特に後半において、政治哲学分野で活況を呈したものであるが、にもかかわらず「これらそれぞれに対しては莫大に研究がなされてきたけれども、それらの関係については相対的に未開拓に留まっている」（Valentini 2010）と述べられるように、両者の関係が交差して論じられることは思いのほか少ない。本論文ではこのうち、批判理論の系譜を引き継ぐ政治理論家ナンシー・フレイザーの議論を取り上げて検討することにしたい。というのも彼女の議論はこの種の試みのなかでは最も新しいもののひとつであるということに加え、民主主義的伝統と自由主義伝統を結びつけようとする試みの困難をはっきりととどめているからである。

比較的最近の著作『正義の秤 *Scales of Justice*』においてフレイザーは、彼女のプロジェクトを包括的な仕方で提示している。フレイザーはかつての自身の議論が「ウェストファリア的フレームに異議を申し立てるところか、その内部での世論の正統性を促進することを目的としていた」（Fraser 2008=2013: 114）ことを自己批判しつつ、グローバリゼーションをはじめとする既存の秩序の再審によって要請される、ポスト・ウェストファリア時代の正義論を提示する。言い換えれば、正義をめぐる諸言説はもはや共通の前提条件を設定することができず、論争の地勢図、ないしパラダイムは自明のものではなくなり、それ自体が再審の対象となっているのである。

う。ここで示される「節合」というアイデアは興味深いものであるが、それに対し本論文の関心は、規範的でない節合も依然としてありうる以上、その節合がいかんして「規範的なものでありうるか」にあると言えるだろう。

フレイザーの議論はかなり込み入ったものだが、ここではフレイザーの「変則的正義」をめぐる議論を参照しておこう。よく知られているように、フレイザーはこの「変則性」を三つの次元において同定している。それによれば、最初のもは正義の「なに」をめぐる共有された見解の不在であり、ここで正義は分配、承認、代表という三つの異なる見解にかかわっている。そして第二のもは正義の「だれ」をめぐるものであり、ここでは「正義の範囲、それが適用されるフレーム」が問題にされる。そして最後のそれは正義の「いかに」をめぐるものであり、正義についてどのような手続きでもって決定するのかという問題である。フレイザーの認識では、これまでの正義の言説を支えていたこれら三つの「結節点」は動揺をきたしており、これまで自明視されてきた前提が無効化されているという。

このような正義をめぐる言説の揺らぎに対し、フレイザーの処方箋もまた、「なに」「だれ」「いかに」の三つの次元に対応する形で提示されている。まず「なに」については、それを構成する相互に還元不可能な三つの要素（分配、承認、代表）をすべて束ねるために、「参加の同等性」という規範的原理が提示される。参加の同等性という正義の原理をベースにすることで、多次元的な正義/不正義の言説を互に通約することができる。

次にポスト・ウェストファリア時代における「だれ」について、ここでは正義のフレームそれ自体が争われるのだが、ここでフレイザーが持ち出すのは「被治者限定原則」である。これは「所与の統治構造に従属する人々だけが、それに関係する正義の主体としての道徳的地位をもつ」というものであり、したがってそこでは誰かがある意志決定に影響を被るにもかかわらず国籍や市民資格によって排除されるということはない。そして最後は、この「なに」と「だれ」を、「いかに」して決定するのかという正義の審級である。ここでフレイザーが要件として強調しているのは、その解決が「対話的」であると同時に「制度的」であるということだ。それは端的に言って「熟議民主主義」として知られるものであり、これに加え手続き的に公正であると同時にその決定に拘束力をもたせる代表制度が必要であるとされる。このように「なに」「だれ」「いかに」という三つの複合的な次元それぞれにおいて、満たすべき包括的な正義の基準が明らかにされるのである。

以上、本論文に関係するかぎり、フレイザーの提示する図式をやや詳しく扱ってきたが、それは本論文の問いにどのように貢献するだろうか。フレイザーはデモクラシーと正義を架橋するという課題をはっきりと認識しており、自身の理論がそれに一定の解決策を与えると信じている⁽⁶⁾。さらに彼女は、デモクラシーの規範的不十分さを正義の理論によって補うことも射

(6) たとえば次の箇所を参照のこと。「このアプローチを展開することで、正義と民主主義の関連を深めることができる。現在、ポストウェストファリア的な正義をめぐる騒々しい平等主義の理論は、そのほとんどが民主主義理論とは隔絶して進行している。他方、ポストウェストファリア的な民主主義をめぐる野心的な理論は、その不可欠の補完物として求められる、強力に平等主義的な社会正義の構想をいまだに展開していない。批判的=民主的な「いかに」のアプローチは、一方では平等主義と専門家支配の、他方では民主主義とナショナリズムの事実上の同盟に反対しながら、これら二つの政治理論の考察を関連づけることになるだろう

程に入れている。このことは、フレイザーが明らかにラクラウ＝ムフのラディカル・デモクラシーを意識しながら、ヘゲモニー論と自身の正義の構想を補完的に位置付けていることから窺われる。そこでは次のように述べられている。

ヘゲモニーの視座は変則的/通常的言説の問題設定を補完している。前者が正義の言説を歴史的、戦略的にとらえ、権力の変化を理解することを目的としている一方で、後者はその言説を哲学的、規範的に問いただし、解放的な変革の当面の可能性を開くことを目的としている。したがって、これら二つの視座はたがいに両立しないどころか、たがいを豊かにしている。(Fraser 2008 = 2013: 103)

ここでフレイザーは、ヘゲモニー理論が既存の正義をめぐる言説を問いに付すものの、それが確固とした規範を提供しえないことをはっきりと認識しており、彼女の正義の構想がそれを補完することで、首尾よく規範を供給するというわけだ。

たしかに、彼女が提示する包括的な見取り図は、それが正義についての実質的な判断基準を提示しているかぎり、本論文が言及した規範の問題をクリアしているように見える。しかしフレイザーが見せる「ラディカル・デモクラシー」への秋波にもかかわらず、後者の観点からみたとき彼女の教義が居心地悪いのは、そこにおいて正義論が不十分であるからではなく、むしろそれが包括的に過ぎるということにある。フレイザーの議論は、それぞれの次元に正義を導入することでデモクラシーのもっとも「ラディカルな部分」を犠牲にするか、あるいはそのことを不問にすることによってのみかろうじて成立しているのだ。

このことは、フレイザーが「現実主義的ユートピアニズムの精神の制度的想像力」と呼ぶものにおいてもっとも顕著に表れる。フレイザーは彼女の図式の概念上の難題について、「フレームをめぐる議論を民主的に解決しようとするかぎり、このアプローチは自らが促進しようとする帰結そのもの、すなわち、民主的な議論と意思決定に万人が同輩として参加しうるほど正しい社会的配置を、先行的な背景条件として想定している」(Fraser 2008 = 2013: 63) と述べ、これを「正義と民主主義の関係の循環性」と呼んでいる。つまり、決定が正義にかなっているためには、参加の平等が前もって実現されていなければならないのだが、それはまた決定に先立ってはありえないはずのものなのだ(熟議の構成員をいかにして決定するのかという、よく知られた無限後退のジレンマを想起しよう)。しかしながら、このようなアポリアを提示したあとで、彼女は突如として「悪循環とみえるものを好循環に変える方法を構想するよう努めるべきである」として開き直す。そしてこのジレンマに対するフレイザーの解決策が「ほどほどの熟議」であり、きわめて予定調和的な熟議がフレイザーの議論を根本で支えている。

そのような熟議は参加の同等性にはとうてい及ばないかもしれないが、どれだけ穏健であろうとも、いくつかの社会改革を正統化するには、ほどほどによいものである。というのも、それらの改革がいったん制度化されると、つぎは参加の同等性により近い熟議がもたらされるからである。そして、このさらなる熟議も、追加の、わずかに穏健ではない改革を正統化するのに「ほどほどによい」ものとなり、それらの改革がさらにつぎの熟議の質を高めていくだろう。(Fraser 2008 = 2013: 63)

このように、フレイザーの構想は、最終的に熟議が参加の平等という正義と調和するようになっていく。この論法が民主主義と正義のあいだの緊張を正視しないことでのみ成立していることは明らかである。言うまでもなく、熟議的な手続きにしたがうことと「正義に適っている」ことは別問題である (Dowding 2004: 27-28)⁽⁷⁾。にもかかわらず、フレイザーにあっては、デモクラシーは正義の足枷によって雁字搦めにされており、それは正義に適うようあらかじめデザインされているのだ。

このように、デモクラシーと正義を節合しようとする試みは得てして同じような困難に陥るか、それを誤摩化することでなんとか整合性を保っている⁽⁸⁾。二つの異質な原理の和解は必ず、民主主義にあるどこか過剰な部分（そしてそれこそラディカル・デモクラシー論が強調したものだ）を押さえつけざるをえない。民主主義と正義が調和する約束の地は存在しないのだ。このように、デモクラシーにおける規範の問題についてすっきりとした解決は望みえないとすれば、おそらくこの問題に対しては、もっと手探りで、不器用な仕方で折り合いをつけるほかないように思われる。それゆえ、本論文では最後に、再度ラクハウの議論に寄り添う仕方で、「戦略」という概念について若干の考察をしておきたい。というのも「戦略」は、正義と節合する試みほどに直截簡明でないとしても、デモクラシーのラディカリティを犠牲にすることなく規範を手繰り寄せるために、唯一可能な作為であると思われるからである。

(7) 確かに、手続き的正統性でもって「正義に適っている」と看做す立場もあるだろう。しかしここではフレイザーが表明している、正義の非-基礎付け主義的で実質的なビジョンを念頭に措いている。フレイザーの手続き主義的リベラリズム批判と彼女の「義務論的リベラリズム」については、Fraser & Honneth (2003=2012)を参照のこと。なおこの点に注意を促してくれた神奈川大学の玉手慎太郎氏に記して感謝したい。

(8) たとえばこのトピックについて早い時期に書かれたイアン・シャピロの *Democratic Justice* を挙げることもできよう。ここでシャピロはデモクラシーと正義を結合しようとするのだが、そのさい彼は前者を後者に従属させることでこれを行なうのだ。「デモクラシーは従属的な善 subordinate good として本来的な価値をもっているが、この価値が実現されるのは上位の善 superordinate goods と一緒のときのみである。[...] それはデモクラシーは私たちの召使いであって、主人ではないことを強調している。その逆が本当だとすれば、デモクラシーは私たちの生活を貧しくすることはあっても、豊かにはしないだろう。」(Shapiro 1999: 23) したがって、シャピロの議論はどこまでも “Democratic Justice” であって、決して “Just Democracy” とはなりえないのだ。

5 戦略的な思考でもって踏み出すこと

もう一度本論文の問いを確認しておこう。ラディカル・デモクラシー論は、あらゆる政治的関係に権力関係と原初の偶発性の痕跡を認めることで、政治を権力の中心をめぐるヘゲモニー闘争と定式化したのであった。しかし、ヘゲモニー闘争の行方が不確実であるならば、規範的に望ましいヘゲモニー編成が帰結する保証はないのではないか、デモクラシー論は無責任にも、種々の政治的勢力（非-民主主義的な運動も含め）が相争うことでもって、それが決定不可能であることに満足するほかないのだろうか、これが私たちのジレンマであった。

前節で議論したように、正義論を接ぎ木することがいびつな帰結しかもたらさないとすれば、そしてデモクラシー論を規範的に保証するための彰彰たる解が存在しないとすれば、私たちはこのヘゲモニー闘争の行方がなるべく規範的に望ましい仕方に傾くよう作為するほかない。ここで注意しておくべきことは、ラディカル・デモクラシーの理論において、ヘゲモニーの行方が不確実であるとはいえ、それは「なんでもあり anything goes」ではないということである⁽⁹⁾。すでに述べたように、いかなるヘゲモニー空間も偶発的な決断によって構築されたものであるものの、それはシュミットの「決断 Entscheidung」ないしハイデガー的「決意性 Entschlossenheit」というよりもむしろ、「つねに何らかのコンテクストにおいてくださる」(Laclau 1996: 60 = 2002: 111) 決断であることを看過すべきではない。ラクラウはこれをキルケゴールの決断の狂気と区別して「調整された狂気 regulated madness」と呼んでいる。この「調整された狂気」としての決断が、ヘゲモニー闘争から何らかの規範を手にするための足掛かりとなるかもしれない。

ラクラウの「調整された狂気」、これこそ「戦略 strategy」のための余地が開かれる領域にほかならない。というのも戦略とは、不確かな空間に目印を打ち立てようとする一連の試みであり、それは純粋な一度きりの決断というよりも、絶えず戦況に応じて方向を調整するような、いわば決断の連続だからである。それはたしかに決断ではあるものの、グラムシが述べていたように、それが下されるコンテクストから切り離しえない心慮ある決断である。したがってヘゲモニー闘争において政治的主体は決断とコンテクストを行き来する循環運動に巻き込まれるのであって、われわれが戦略的思考へと踏み出すのはまさにここである。

戦略的思考とは何だろうか。まず（それほど多くはないとはいえ）ラクラウが戦略について述べていることを確認しておこう。ある箇所「政治的と言えるあらゆる活動の核心をなして

(9) この点は、ラクラウ＝ムフの言説理論についてよく誤解されていることである。たとえばイーグルトンは、彼らの理論について「あらゆる資本家が、同時に、革命的社会主義者でないのは、彼らの観点では、まったくの偶然にすぎないということらしい」(Eagleton 1991 = 1999: 447) と述べているが、すでに述べたようにこれは過ちである。ある箇所でラクラウが指摘しているように、偶発性とは必然性の否定ではなく、その転覆なのである。

いるのは戦略にほかならない」ことを明示しつつ、戦略には「節合の契機」、「偶発性の契機」、そして「敵対性の契機」が総合的な仕方に含まれていることに注意を促している。

戦略のうちには——社会的なものの創設という——節合の契機、その創設が所与のコンテキストにおいて可能な一つの形に過ぎないという偶発性の契機、そして——その創設は対立的な意志に対するヘゲモニー的勝利を通じてのみ可能であるという——敵対性の契機とが、切り離しようのない総合された形で含まれている。(Laclau 1996: 69 = 2002: 127)

戦略的思考は、ある制度なりシステムがそれ自体所与のものではありえず、ひとつのヘゲモニー的節合の産物であり、それゆえ敵対的なヘゲモニー闘争を通じて可能になった一連の政治的实践にかかわっている。ここから分かるように、戦略の概念は、ラクラウにとって重要な一連の戦術 tactics を配置し、縫合する、いわば結節点の位置を占めている。にもかかわらず、節合、偶発性、敵対性などの個々のモメントについてはこれまで多くの蓄積が為されてきたものの、それらを総体として提示する「戦略」の概念の存在論的地位がこれまでほとんど探求されなかったことは注目に値する。繰り返せば、本論文が示したいことは、ヘゲモニー闘争の逢着先が規範的でありうるのは、「戦略」をもってするほかないということなのである。

戦略的思考を要請するのは、言うまでもなく偶発性の契機としての「政治的なもの」である。政治的なものは、理論的なものの、あるいは政治的考慮の周縁にて戦略とともに開始するのであり、そこに拮がるのは理論や政治的熟慮によっては計算不可能な領域であり、そこで戦略は政治的なものと重なりあい、ついで理論/政治そのものの導き手となる。したがって戦略は、「理論的」であることの後で、あるいは「哲学的」であることの前において、きわめて「政治的な」所作となるのである。

われわれは戦略的思考において、不確実性と折り合いをつけるための可能性を見出したが、しかし問題は依然として残っている。というのも、戦略の概念それ自体はまたしても「価値中立的」であって、そこにいかなる規範をも読み込みえないからである。とはいえわれわれはこのことに過度に悲観的になる必要はない。ここである一節を引用しておこう。それはデカルトが実践にさいして非決定にとどまることのないよう定めた格率のひとつである。

旅人は、あちらに行き、こちらに行きして、ぐるぐるさまよい歩いてはならないし、まして一カ所にとどまってもいけない。いつも同じ方角に向かってできるだけまっすぐ歩き、たとえ最初おそらくただ偶然にこの方角を選ぼうと決めたとしても、たいして理由もなしにその方向を変えてはならない。というのは、このやり方で、望むところへ正確には行き着かなくても、とにかく最後にはどこかへ行き着くだろうし、そのほうが森の中にいるよりはたぶんましだろうからだ。(デカルト 1997: 37)

言うまでもなくこれは、『ヘゲモニー』の冒頭で引用されたものである。ラクラウ＝ムフはこのデカルトの箴言を、かれらがマルクス主義から離脱し、ポスト・マルクス主義とラディカル・デモクラシーを打ち立てるさいの指針としたのであった。われわれは一カ所にとどまることなく、つねに前進し続けるべしというデカルトの箴言に完全に同意するし、これこそラクラウがある箇所で「ラディカルな楽観主義radical optimism」と呼んだものだろう。確かに戦略の概念はそれ自体で規範的なものを導く保証はないにせよ、われわれがいまより「たぶんまし」な地点に到達するための指針となりうるのだ。

とはいえ、本論文で議論したことから、一つの点でデカルトの忠告を修正しておく必要があるだろう。すなわち、デカルトは「いつも同じ方向に向かい、方向を変えてはならない」ことをわれわれに教えていた。しかし戦略的思考が要求するのは状況に応じたフレキシビリティであり、必要とあれば進む方角を変えることを恐れるべきではない。そのようなフレキシビリティこそ、われわれが不確実性のなかで規範的なものを確保するために必要とする唯一のものではないだろうか。

6 おわりに

本論文では、今日の民主主義理論、特にラディカル・デモクラシーが陥っている困難として規範の欠如を指摘し、それを正義の原理でもって解決しようとするナンシー・フレイザーの議論を検討した。しかしそこで明らかになったのは、フレイザーの処方箋がデモクラシーを予定調和的に正義と結合させ、それにより、もとあったラディカリティを犠牲にしているということであった。そうして本論文では、民主主義と正義を完全に調和させることを断念したうえで、ラディカル・デモクラシー論から規範的に望ましい帰結を導くのは「戦略的思考」によるほかないことを議論した。つまり規範はヘゲモニー理論から自動的に導かれるのではなく、たえず戦況に合わせた決断を行いつつ粘り強く闘い抜くことによつてのみようやく獲得されるのである。

最後に、今日のヘイトスピーチをめぐる状況について付言しておこう。ヘイトスピーチを法的に規制するか否かについてはおくとして、本論文の議論から言いうることは、ラディカル・デモクラシー論から直接に規範を導けないとしても、民主主義論者はヘイトスピーチ批判を断念する必要はないということだ。デモクラシーの決定不可能性を受け入れつつ、ある特定の規範的立場を選択し、そのような言説を戦略的に編み出していくことは矛盾したものではない。ラディカル・デモクラシーの理論が闘争の終着点というよりも、その開始点を告げるものに過ぎない以上、政治的な作為の広大な領野をいかにして横切るかはつまるところ私たち次第なのである。

※本論文は2013年12月に行なわれたKorean Political Science Associationでの報告をもとにして

いる。拙報告に対し高麗大学の孫基榮教授から貴重なコメントと助言をいただいた。ここに記して感謝したい。なお本論文は科学研究費補助金若手（B）（研究課題番号：26780093）による研究成果の一部である。

参考文献

- Calhoun, Craig, 1995, *Critical Social Theory: Culture, History, and the Challenge of Difference*, John Wiley & Sons.
- Critchley, Simon, 2004, “Is There a Normative Deficit in the Theory of Hegemony?”, in S. Critchley and O. Marchart, eds., *Laclau: A Critical Reader*, London: Routledge.
- デカルト、ルネ、1997、『方法序説』（谷川多佳子訳）岩波書店。
- Dowding, Keith, 2004, “Are Democratic and Just Institutions the Same?”, in K. Dowding, R. E. Goodin, and C. Pateman, eds., *Justice & Democracy*, Cambridge: CUP.
- Eagleton, Terry, 1991, *Ideology: An Introduction*, London: Verso. = (1999) 大橋洋一（訳）『イデオロギーとは何か』平凡社。
- Fraser, Nancy, 2008, *Scales of Justice: Reimagining Political Space in a Globalizing World*, Cambridge: Polity Press. = (2013) 向山恭一（訳）『正義の秤——グローバル化する世界で政治空間を再想像すること』法政大学出版局。
- Fraser, N. and Honneth, A., 2003, *Umverteilung Oder Anerkennung?*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. = (2012) 加藤泰史（監訳）『再配分か承認か？——政治・哲学論争』法政大学出版局。
- Laclau, Ernesto, 1996, “Deconstruction, Pragmatism, Hegemony”, in Chantal Mouffe, ed., *Deconstruction and Pragmatism*, London: Routledge. = (2002) 青木隆嘉（訳）『脱構築とプラグマティズム』法政大学出版局。
- , 2005, “The Future of Radical Democracy” in L. Tonder and L. Thomassen, eds., *Radical Democracy: Politics between Abundance and Lack*, Manchester: Manchester University Press.
- Laclau, Ernesto and Chantal Mouffe, 2001 [1985], *Hegemony and Socialist Strategy: Towards a Radical Democratic Politics*, London: Verso. = (2012) 西永亮・千葉真（訳）『民主主義の革命——ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』筑摩書房。
- Mouffe, Chantal, 2000, *Democratic Paradox*, London: Verso = (2006) 葛西弘隆（訳）『民主主義の逆説』以文社。
- 田村哲樹、2014、「構築主義は規範をどこまで語ることができるのか？——政治的構築主義・節合・民主主義」『法政論集』第255号。
- Shapiro, Ian, 1999, *Democratic Justice*, New Haven: Yale University Press.
- Valentini, Laura, 2010, “Justice and Democracy” CSSJ Working Papers Series, Centre for the Study of Social Justice.
- 山本圭、2012、「ポピュリズムの民主主義的効用——ラディカル・デモクラシー論の知見から」『年報政治学 2012-II号』、日本政治学会編。
- Zizek, Slavoj, 1999, *The Ticklish Subject: The Absent Centre of Political Ontology*, London: Verso. = (2005) 鈴木俊弘・増田久美子（訳）『厄介なる主体——政治的存在論の空虚な主体 1』青土社。